

添付書面作成基準

Q : 書面添付制度が整備されたのに伴い、添付書面の作成基準も策定されたと聞きましたが、どのようなものなのですか？

A : 日本税理士会連合会によって作られたもので、意見聴取の基となるものです。

【解説】

書面添付制度とは、税の専門家である税理士が、申告書を作成する過程で計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにすることによって国民の納税義務の適正な現実化を図ると共に税務行政の効率化・円滑化・簡素化を図る目的で設けられた制度です。

今回作られた基準に沿って税理士が添付書面を作成し、それを申告書に添付した場合には、それに基づいて意見聴取が行われ、税務署において疑問点が解明された場合には、調査に移行しない旨の通知がされるという内容になっています。

書面作成基準には次のようなことを記載します。

- ① 申告書の作成等にあたり、計算し、整理し又は相談に応じた事項や、審査した事項について、どのような帳簿や書類等を基に、どのように計算、整理等を行ったか
- ② 計算し、整理した事項は、どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認したのか
- ③ 前年(度)と比較して顕著な増減が見受けられる事項について、どのような理由から増減したのか
- ④ その他税目別に各項目ごとに内容等を具体的に記載します。

